

別表

| 1 区分 | 2 交付対象 | 3 基準額 | 4 対象経費 | 5 補助事業者 | 6 補助率 |
|--------------|---|--|--|--|---------------|
| 介護ロボット導入支援事業 | 令和6年2月15日付け5高福第3864号福祉局長通知の「介護テクノロジー導入支援事業実施要綱」に基づき実施する事業 | <p>(1)介護ロボット1機器当たり ア 以下の要件を満たす場合 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること ①移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援の場面において使用されるもの 1,333,334 円 ②移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援の場面において使用されるもの 400,000 円</p> | 介護ロボット機器の購入費、リース代（保険料、通信費、メンテナンス費用、既に保有している機器等の廃棄に係る経費は対象外） 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る次の経費 (1) Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等） (2) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減 | 介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事業所・施設を運営する法人 | $\frac{3}{4}$ |
| | イ ア以外の場合 ①移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援の場面において使用されるもの 2,000,000 円 ②移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援の場面において使用されるもの 600,000 円 | $\frac{1}{2}$ | | | |
| | | <p>(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備 ア 以下の要件を満たす場合 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること 1 事業所当たり 10,000 千円</p> | | $\frac{3}{4}$ | |

| | | | | |
|-------------------------|--|---|---|----------------|
| | | <p>イ ア以外の場合 1 事業所当たり 15,000 千円</p> | <p>減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi 非対応型のインカムを含む。）の導入に必要な経費 (3) 見守り機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）</p> | <p>1 2</p> |
| <p>介護事業所 ICT 導入支援事業</p> | | <p>職員数※に応じて、1 事業所当たり以下のとおり (1) 以下のいずれかを満たす場合 ① LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV ファイルを、LIFE の CSV 取込機能により LIFE にデータ提供している又は提供を予定していること ② 「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力された CSV ファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること ③ ICT 導入計画書において文書量の半減を見込んでいること ア 1 名以上 10 名以下 1,333,334 円 イ 11 名以上 20 名以下 2,133,334 円 ウ 21 名以上 30 名以下 2,666,667 円 エ 31 名以上 3,466,667 円</p> | <p>介護事業所が導入する ICT 機器の購入、リース等に関する次の経費 (1) 介護ソフト等記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行う機能を持つ介護ソフト、「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア、「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア、厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェアの購入費又は使用料（ただし、事業所が独自開発する介護ソフト等に係る費用は対象外） (2) 情報端末 専ら介護ソフトを使用するための端末であってタブレット端末やインカムなど ICT 技術を活用したものの購入費又</p> | <p>3 4</p> |

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|---|
| | | <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>ア 1名以上10名以下 2,000,000円</p> <p>イ 11名以上20名以下 3,200,000円</p> <p>ウ 21名以上30名以下 4,000,000円</p> <p>エ 31名以上 5,200,000円</p> <p>※職員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時点における常勤換算方法により算出し、小数点以下は四捨五入とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員及び管理者や生活相談員等については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。 ・訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTを活用する職員（管理者や生活相談員等）も算入できる。 | <p>は使用料（ただし、メンテナンス費や事業所に設置するパソコンやプリンター等の端末にかかる費用は対象外）</p> <p>(3)通信環境機器等</p> <p>(1)(2)を利用するために必要なWi-Fi環境を整備するために必要な機器購入費及び設置費（ただし、通信費は対象外）</p> <p>(4)保守経費等</p> <p>クラウドサービス利用料、保守・サポート費、導入設定費、導入にあたっての職員のスキルアップ研修費、セキュリティ対策費、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた経費等</p> <p>(5)その他</p> <p>バックオフィス業務ソフト導入の購入費又は使用料、その他知事が適当と認めるもの（ただし、既に保有している機器等の廃棄に係る経費並びに機器の設置に係る建物の改修費は対象外）</p> | | <p style="text-align: center;"><u>1</u> 2</p> |
|--|--|--|---|--|---|